

とちぎの元々な森づくり事業

次の世代に元気な森を引き継いでいくため、とちぎの元々な森づくり事業を実施しています。今回は、市が主体となって実施している「明るく安全な里山林事業」についてお知らせします。

里山林整備事業

①地域で育み未来につなぐ
地域提案により森林整備を実施し、里山林の価値を掘り起こし、継続的な管理の促進を図ります。
○平成25年度の整備実施箇所
湯西川、川治

②通学路や住宅地周辺の安全・安心を確保するために
通学路沿いや住宅地周辺にある、暗くうっそうとした里山林に対して、やぶの刈り払いや不要木の除去などを行い、通行者の安全安心を確保します。
○平成25年度の整備実施箇所
猪倉

③野生獣被害軽減のために
野生獣被害が発生したり、発生するおそれがあったりする田畑などに隣接する里山林のやぶの刈り払いや不要木の除去などを実施し、野生獣を人里に近づけないようにします。
○平成25年度の整備実施箇所
小百、小林、板橋、小倉、川俣



湯西川地区の整備箇所

里山林管理事業

整備された森林を維持管理する団体に対し、整備後平成29年度まで、1ha当たり年間5万円の維持管理費が交付されます。

森林の保全と整備後の維持管理

整備された森林は、他の用途への転用が10年間禁止されるなど保全措置が取られます。

活動団体募集

市内の自治会や地域組織などの団体で、本事業を活用して地域周辺の森林整備を検討される場合は、気軽にご連絡ください。事業内容などの説明に伺います。
なお、事業実施に当たっては、森林所有者と維持管理団体、市が協定を結びます。

くわしくは

農林課	☎(21)5172
①産業建設課	☎(54)1114
②産業建設課	☎(76)4107
③産業建設課	☎(93)3117
④産業建設課	☎(97)1133

事業を活用してみようですか？ 維持管理団体の声

この事業を活用して、平成21年度から板橋地区の里山林を整備・管理しています。現在、整備範囲は合計で10haですが、今後、獣害対策のために広げていく予定です。

暗くうっそうとした里山林を整備することで、子どもたちが安心して通学することができるようになり、集落内にかつての里山の原風景が戻ってきました。整備した城山を活用して、今では地域行事としてハイキングを楽しんでいます。

この事業を進めていく上で一番大事なことは、地域が一丸となることです。地域の将来のためにも、今できることをみんなで協力して続けていきたいです。



上板橋有害鳥獣対策協議会
(左から)福田永吉氏・福田賢二氏・後藤聡氏・田邊博彬氏

予防接種を受けましょう

麻しん(はしか)風しん予防接種、二種混合(ジフテリア・破傷風混合)予防接種の対象年齢に該当の方は、早めに予防接種を受けて免疫をつけましょう。

●麻しん(はしか)風しん予防接種
(MR混合ワクチン)

麻しんは、麻しんウイルスの感染で起こる急性の全身感染症です。発熱やせき、鼻水、発疹を主症状とする感染力の強い病気で、肺炎や中耳炎などの合併症を起こすこともあります。また、風しんは、風しんウイルスの感染で起こる急性の感染症で、発疹や発熱、リンパ節の腫れが主症状です。関節痛や、まれに脳炎などの合併症を起こすことがあります。

麻しんも風しんも、予防接種で95%以上の方が免疫を得ることができるといわれています。

接種対象者：第1期：生後12～24カ月未満／第2期：小学校入学前の1年間(平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ)

※接種時点で市内に住所のある方
接種期間：第1期：1歳の誕生日～2歳の誕生日前日／第2期：4月1日～平成27年3月31日
接種費用：1万1,550円

※市が負担。ただし、接種期間を過ぎた場合は自己負担

接種方法：予約の上、市内の予防接種実施医療機関で個別接種(市ホームページおよび個別通知に掲載)
●二種混合ジフテリア・破傷風混合(予防接種)

二種混合予防接種は、幼児期に受けた二種混合(ジフテリア・破傷風・百日ぜき)予防接種の追加接種として実施します。

接種対象者：小学6年生(平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ)

※接種時点で市内に住所のある方
接種方法：予約の上、市内の予防接種実施医療機関で個別接種(市ホームページおよび個別通知に掲載)
接種期間：4月1日～平成27年3月31日

接種費用：5,500円

※市が負担。ただし、接種期間を過ぎた場合は自己負担

※市外医療機関での接種を希望する場合は、接種前に健康課へ連絡

くわしくは

健康課 ☎(21)2756

耐震診断・耐震改修補助制度

についてお知らせします

くわしくは 建築住宅課 建築指導係 ☎(21)5197

市民の皆さんが、安心して耐震化に取り組めるよう、耐震診断や耐震改修工事を行う場合、経費の一部を補助します。

❖補助対象者

○市内に住民登録がある方
○市税などを滞納していない方
(所有権者が複数の場合は全員に滞納がないこと)

❖補助対象住宅(次の要件を全て満たす住宅)

○昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む)された住宅
○自己所有で現在居住の住宅(賃貸を目的としたものを除く)
○木造2階建て以下で一戸建ての専用住宅など

○在来軸組工法で建築された住宅
❖補助内容

○栃木県住宅耐震推進協議会または、耐震診断士が行う耐震診断に要した費用の3分の2以内(上限10万円)
○耐震補強設計および工事監理に

要した費用の3分の2以内(上限10万円)

○耐震補強改修工事に要した費用の2分の1以内(上限90万円)
○簡易改修型・部分改修型に要した費用の2分の1以内(上限60万円)

※高齢者等世帯は上限75万円
○シエルター補強型工事に要した費用の2分の1以内(上限30万円)

◆ ◆
なお、耐震改修工事の補助を受けるためには、事前に耐震診断を受ける必要があります。

また、申請については、工事などの着手前に行う必要があります。

